

行政不服審査法施行細則（平成28年3月31日規則第36号）

（趣旨）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）、行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）及び行政不服審査法施行条例（平成28年北海道条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（秩序維持のための措置）

第2条 審理員は、法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述における秩序を維持するため、審理員の職務の執行を妨害し、又は当該秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を採ることができる。

（提出書類等の交付の求め）

第3条 審査請求人又は参加人は、法第38条第1項の規定による交付の求めを行うときは、別記様式の交付請求書によりこれを行わなければならない。

（手数料の納付方法）

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料は、前条の交付請求書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第5条 政令第14条第2項（政令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する政令第14条第1項及び条例第18条に規定する審査庁が定める方法（審査庁が知事である場合に限る。）は、郵便切手で納付する方法とする。

（法第9条第3項に規定する場合の読替え）

第6条 法第9条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文」と、第3条中「第38条第1項」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項」とする。

（再審査請求の場合についての準用）

第7条 第2条の規定は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述について準用する。この場合において、第2条中「審理員」とあるのは「審理員又は委員会等である再審査庁」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第31条第1項本文」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付の求めについて、第4条の規定は法第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料について、それぞれ準用する。

（審査関係人の意見の陳述等についての準用）

第8条 第2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述について準用する。この場合において、第2条中「審理員」とあるのは「北海道行政不服審査会」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第81条第3項において準用する法第75条第1項本文」と、「口頭意見陳述」とあるのは「審査関係人の意見の陳述」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めについて、第4条の規定は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料について、それぞれ準用する。

（法以外の法律による提出書類等の交付に関する規定の準用）

第9条 第3条の規定は法以外の法律において法第38条第1項の規定を準用する場合について、第4条の規定は法以外の法律において法第38条第4項の規定を準用する場合について、それぞ

れ準用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第3条、第7条—第9条関係）

北海道収入証紙貼付欄（消印してください。）

提出書類等の写し等の交付請求書

年 月 日

審理員（審査庁、委員会等である再審査庁、北海道行政不服審査会等）様

審査請求人又は参加人の氏名
（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

行政不服審査法第38条第1項の規定により、 年 月 日付けで行った審査請求の審理
手続において提出された書類等の写し等の交付を求めます。

1 写し等の交付を求める提出書類等及びその枚数

写し等の交付を求める提出 書類等	白黒の枚数		カラーの枚数	
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
（合 計）	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚

2 納めなければならない手数料の額 合計 円

3 送付による交付 希望する・希望しない